

経営事項審査申請説明書

(経営規模等評価申請・総合評定値請求説明書)

この説明書は東京都知事許可の建設業者を対象にしています。

国土交通大臣許可の建設業者は巻末の（参考資料）「経営事項審査申請を予定している大臣許可業者の皆様へ」を参照してください。

財務諸表の作成に関する事項は登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

経営事項審査申請に当たりますは、最新の説明書（毎年7月頃発行）を御活用ください。

なお、最新情報は、随時、東京都都市整備局のホームページに掲載いたします。

平成26年7月



東京都都市整備局市街地建築部建設業課

経営事項審査の注意事項等について 〈都知事許可業者向け〉

経営事項審査の注意事項等についてお知らせします。詳細については、本書の該当ページで御確認ください。

1 審査の能率化について

受審者の皆様方の待ち時間を短縮し、予約枠の拡充を図るため、一件当たりの平均審査時間の縮減に努めています。そのため、以下のとおりの取扱いとさせていただきます。

① 事前確認が必要な事項について（5ページ参照）

- ・ 審査に時間がかかりそうな項目については、できる限り事前審査をお願いします。具体的には、技術職員数が多い場合（具体例：技術職員数が40名を超えるとき）や工事経歴書の裏付け資料の確認作業に時間がかかる場合（具体例：ア 確認対象となる工事が20件を超えるとき イ 全件記載をした工事経歴書を提出する必要があるとき ウ 10以上の請求書からなる単価契約が対象工事となるとき など）。
- ・ その他の審査項目（社会性等）の「建設機械の保有状況」の事前確認について、建設機械の保有台数が6台以上（前回の経営事項審査で確認した自社所有の建設機械を除く台数）の場合とします。

② 審査時間について

審査時間については、一件当たり、通常15～20分程度となっておりますが、1時間を超えるケースも生じています。このようなことは他の申請者の予約時間に影響が及ぶおそれがあります。つきましては、審査途中であっても30分を超えてなお、審査終了の見込みがたたないケースなどでは、一旦審査を中断し、後日、再来庁していただくこともありますので、御了承ください。

③ 予約の順番について

予約開始時間以外であっても、申請者が審査会場にいない場合は、予約の順番が前後する場合がありますので、御了承ください。予約時間に遅刻する場合や、離席する場合は御連絡・声かけをお願いいたします。

2 変更届出書（別紙8）の訂正について（87ページ参照）

変更届出書（別紙8）の訂正について、提出方法に変更がありましたのでお知らせいたします。

代理人が訂正届を提出する場合、訂正届に建設業者の社印を押印するか、建設業者からの委任状を添付してください。代理人印（行政書士印）のみが押印された訂正届は受け付けられません。

3 注意事項

- ① 審査が終了し、申請書を受理した後は、申請内容の変更はできませんので、御注意願います。
- ② 審査は申請日（審査を終了し、申請書が受理された日）直前の決算日（審査基準日）に対して行いますので、御注意願います。
- ③ 登録経営状況分析機関の指示により、財務諸表（決算変更届）の訂正書類を提出した場合は、建設業課に「変更届出書の訂正について」（87ページ参照）を提出してください。なお、経営事項審査申請時の提出も可能です。ただし、許可申請書類に添付した財務諸表の訂正はできませんので、財務諸表の数字等を変更する必要がある場合は、事前に建設業課審査係に御相談ください。
- ④ 虚偽の申請をした場合は、監督処分（営業停止ほか）の対象になります。
- ⑤ 審査を円滑に行うために、あらかじめ書類の記入漏れの有無・必要書類の有無・裏付け資料との整合性などを十分御確認いただくとともに、書類を事前に整理し、審査が開始したら、速やかに、提出・提示いただけるよう、お願いします（ファイルなどから出しておいってください）。
- ⑥ 工事経歴書に記載されている工事の業種で不適切な場合が多く見受けられますので、決算変更届書の提出前に、建設業課審査係に確認するなど、間違いのないよう、お願いいたします。
- ⑦ 同一基準日で、再度申請することは原則できません。申請業種等申請内容を十分確認の上、申請してください。

4 その他

- ① 様式、記載要領、変更内容などについては、東京都都市整備局のホームページに掲載しています。（都市整備局HP → 「申請様式」をクリック → 「経営事項審査」・「経営規模等評価申請／総合評定値請求関係」をクリック）
また、様式及び記載要領については、（一財）東京都弘済会 弘済会アシスト（都民広場地下南側、92ページを参照）で購入も可能です。
- ② 入札参加の手続などについてのお問合せは、契約の発注部署にお願いします。

お問合せ先

1 経営事項審査についての相談

建設業課内相談コーナー（都庁第二本庁舎3F）

- ・ 電話 03-5321-1111（内）30-658
- ・ 時間 9:30～11:30 13:00～16:30

2 経営状況分析申請

登録経営状況分析機関

次ページを御参照ください。

3 審査予約日の変更・取消し（知事許可・大臣許可の業者とも）

建設業課内受付コーナー（都庁第二本庁舎3F）

- ・ 電話 03-5321-1111（内）30-691
- ・ 時間 9:00～17:30

4 申請書類の販売

（一財）東京都弘済会 弘済会アシスト（都民広場地下）

- ・ 電話 03-5381-6335
- ・ 販売時間 9:00～17:00

5 経営事項審査申請（大臣許可業者）

巻末（参考資料）「経営事項審査を予定している大臣許可業者の皆様へ」などを御参照ください。なお、内容の詳細については、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課（電話（代表）048-601-3151）にお問い合わせください。

6 経営事項審査申請（知事許可業者）

上に掲げるお問合せ先以外の経営事項審査申請にかかることで、この手引や東京都都市整備局のホームページでは対応できない場合のお問い合わせ及び御来庁での相談等は、なるべく経営事項審査をしていない午前9時から9時30分及び午後5時から午後5時45分の間か、水曜日をお願いします。この時間帯・曜日以外では対応できない場合がありますので、御了承ください。

都市整備局市街地建築部建設業課建設業指導係（都庁第二本庁舎3F）

- ・ 電話 03-5321-1111（内）30-681・682

登録経営状況分析機関一覧

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) 日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町 6-8-27	093-474-1561
21	(株) 建設システム	静岡県富士市石坂 312-1	0545-23-2607

* 最新の登録状況など詳細は、国土交通省土地・建設産業局建設業課経営指導係にお問い合わせいただくか、ホームページで御確認ください。

- ・ 電話（代表） 03-5253-8111
- ・ 国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

目 次

経営事項審査の注意事項等について
お問合せ先
登録経営状況分析機関一覧

ページ

〔1〕 経営事項審査制度とは

- 1 経営事項審査とは…………… 1
- 2 経営事項審査の申請に当たって…………… 1
〈経営事項審査申請の種類〉〈書類を提出できる方〉〈経営事項審査の審査機関〉
〈経営状況分析結果通知書（原本）が必要です。〉〈経営状況分析の登録機関〉
〈経営事項審査日の予約〉〈経営事項審査についての一般相談（申請書の書き方等）〉
〈申請書類の販売〉〈提出書類に虚偽表示をしたときの罰則〉〈資料の提出、報告〉
〈審査項目の内訳〉
- 3 経営事項審査の申請時期…………… 4
〈申請の時期と注意事項〉
- 4 審査当日までの準備…………… 5
〈申請日までの書類の確認〉〈事前確認について〉
- 5 経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法…………… 6
〈納入の方法等〉〈手数料一覧表〉
- 6 「経営事項審査」当日の進め方…………… 7
〈審査を受けるときの注意事項〉
- 7 経営事項審査の結果の公表…………… 7
〈審査終了の場合〉

〔2〕 経営事項審査申請書等の作成要領

- 1 申請書の記入について…………… 9
〈申請書記入上の注意〉
- 2 提出書類の作成…………… 9
〈申請書の記入方法とつづり方〉〈申請書のつづり方の順番〉〈提示書類の準備について〉
- 3 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書…………… 11
〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉
〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉
〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉
〈海外子会社の経営実績の評価〉
- 4 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高…………… 20
〈完成工事高（帳票）の書き方〉〈業種コード一覧表〉〈内訳のある業種について〉
〈完成工事高の業種間の振替〉〈「完成工事高の振替」注意事項〉

	〈はじめて経営事項審査を受けるときの前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高〉	
	〈建設業法で定義している「建設工事と建設業の種類」が契約書、発注書等の工事件名で分からない場合〉	
	〈一つの工事発注で工事を完成するために二業種以上の工事を行う場合について〉	
	〈単価契約の資料について〉〈複数の裏付け資料について〉〈追加（変更）工事の取扱いについて〉	
	〈電子発注の裏付け資料について〉〈事業年度による記入について〉	
	〈土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について〉	
	〈剪定、交換、調査等の完成工事高への計上について〉	
	〈配置技術者に出向者を配置している工事の完成工事高について〉	
	〈建設業法第26条第3項に該当する工事の配置技術者が建設業許可専任技術者であった場合〉	
	〈許可取得以前に請け負った工事について〉〈決算期の変更を行ったときの記入方法〉	
	〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉	
5	工事経歴書	31
	〈工事経歴書の記入方法と注意事項〉〈海外子会社の経営実績の評価〉	
6	技術職員名簿	40
	〈技術職員について〉〈技術職員名簿の書き方〉〈技術職員名簿の作成の注意〉	
	〈「技術者資格区分コード表」に該当する者〉〈有資格区分コード001の該当要件〉	
	〈有資格区分コード002の該当要件〉	
	〈技術職員等の加算対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉	
	〈出向者の確認ができる資料〉〈コード表記入時の注意〉	
	〈有資格区分コード「001」で20歳代～30歳代の技術者記入上の注意点〉	
	〈有資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が多いとき〉	
	〈001及び002の技術者名簿一覧表〉〈技術職員資格者業種コード表〉〈技術職員資格区分コード表〉	
	〈技術者の資格（指定学科）表〉〈有資格区分コード「099」について〉	
	〈実務経験年数の振替で営業所専任技術者となった者の経営事項審査の取扱い〉	
7	その他の審査項目（社会性等）	60
	〈その他の審査項目（社会性等）の書き方〉〈雇用保険加入の有無〉〈健康保険加入の有無〉	
	〈厚生年金保険加入の有無〉〈建設業退職金共済制度加入の有無〉	
	〈退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無〉〈法定外労働災害補償制度加入の有無〉〈営業年数〉	
	〈民事再生法又は会社更生法の適用の有無〉〈防災協定の締結の有無〉〈法令遵守の状況〉	
	〈監査の受審状況〉〈公認会計士等の数〉〈二級登録経理試験合格者の数〉〈研究開発費〉	
	〈建設機械の所有及びリース台数〉〈ISO9001の登録の有無〉〈ISO14001の登録の有無〉	
	〈大臣・知事コード〉	76
	〈東京都区市町村コード表〉	76
	〈経営事項審査 確認書〉	77
	〔3〕申請に必要な提出書類一覧	78

〈一覧表の注意事項〉〈必要書類について〉〈「審査基準日にかかる」資料の考え方〉

〔4〕再来（さいらい）の方法…………… 81

〈再来〉〈再来の予約、審査日、審査時間〉〈再来の申込み方法と再来審査の進め方〉

〔5〕特殊な経営事項審査について…………… 82

1 合併、経営再建等の経営事項審査（建設業許可が東京都知事の場合）…………… 82

〈合併、経営再建とは〉〈申請の手順（建設業許可が知事許可の場合）〉

〈申請に必要な書類〉(1) 合併等の経営事項審査申請に必要な書類

(2) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類

2 外国建設業者の経営事項審査（建設業許可が東京都知事の場合）…………… 86

〈外国建設業者の定義〉〈外国の定義〉

〈外国企業が日本国内の事項のみで経営事項審査を申請する場合〉

〈外国建設業者が日本国外の事項を含めて経営事項審査を申請する場合〉

〈外国建設業者の「技術職員名簿」に記載する技術職員の有資格区分コードについて〉

3 企業集団・持株会社による経営事項審査…………… 86

〈企業集団・持株会社による経営事項審査を希望する場合〉

〔6〕変更届出書（別紙8）の訂正について…………… 87

〈用紙について〉〈提出部数〉〈代理人が訂正届を提出する場合〉〈添付書類のつづり方〉

〈その他必要書類〉〈財務諸表の訂正方法〉

〈「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の訂正方法〉〈訂正の受付〉

〔7〕「最終チェックリスト」（東京都知事許可業者用）…………… 90

〔8〕申請用紙の入手方法…………… 92

〈経営事項審査申請に必要な書類〉〈経営状況分析申請に必要な書類〉

〔9〕補足資料…………… 93

- ・ 損益計算書（営業利益）
- ・ 注記表（研究開発費）
- ・ 登録基幹技能者制度について
- ・ 独立監査人の監査報告書（文例）
- ・ 会計参与報告（文例）
- ・ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）
- ・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）
- ・ 建設機械の保有状況一覧表

〔参考資料〕「経営事項審査申請を予定している大臣許可業者の皆様へ」…………… 109

